

令和6年度 第1回盛土に関する専門委員会

議 事 録

日時：令和6年7月18日（木） 10:00～11:00

場所：福岡市赤煉瓦文化館 会議室3（2階）

出席：笠間 清伸（委員長）九州大学工学研究院防災地盤工学研究室 教授
坂井 猛（委員）九州大学 本部 キャンパス計画室 教授
水野 秀明（委員）九州大学大学院農学研究院 准教授
村上 哲（委員）福岡大学社会デザイン工学科 教授

中牟田 はと子	農林水産局総務農林部長
野見山 聡	農林水産局総務農林部森づくり推進課長
岩倉 りえ	市民局防災・危機管理部防災推進課長
柴田 桂	住宅都市局建築指導部長
宮川 秀諭	住宅都市局都市計画部都市計画課長
定講 慎一郎	住宅都市局建築指導部開発・建築調整課長
岳本 美保	住宅都市局建築指導部盛土指導課長

会議次第

（1）開 会

（2）議 事

- ・ 前回の審議内容について
- ・ 区域指定（案）について
- ・ 条例（案）及びパブリック・コメントについて
- ・ 大規模盛土造成地調査について

（3）事務連絡

（4）閉 会

令和6年度 第1回盛土に関する専門委員会

事務局 : 資料の確認
それでは、ここから司会の進行を委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 : 今年度最初の盛土に関する専門委員会です。少し早く着いたので調べてみたら、宮崎市と熊本市と鹿児島市は、区域指定の作業が進み、規制区域の案を一部公表している状況にあるようです。今日も福岡市の提案する区域指定が議論されますが、順番的には適切に進められているかなと考えています。今日の主な議題は、議事次第を見ていただくと4つ挙げられています。最初の議題は、前回の議事内容の振り返りなので、主に3つが論点かと思います。忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。最初の議事に入っていきたいと思いますが、資料1「前回の審議内容について」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 事務局より資料1「前回の審議内容について」説明

委員長 : 前回議事の振り返りということで、4つの大きなくくりでまとめていただいております。まずは「技術的基準等の上乗せ」に関しては、後ほど具体的な上乗せに関するところが出てきますので、その時に振り返っていただければと思います。次の「長期未完了案件」については、これも前回出た意見を踏まえて記載が少し修正されていますので、その記載内容の修正を後ほど確認していただければいいかなと思います。私が後でコメントしようと思っている「周辺住民への周知措置」に関しては、色々な意見が出ているんですけども、実はあまり前回と変わっていないので、この辺は後ほど委員の方とこちらにおられるメンバーで議論したいなと思っております。次の「既存盛土等調査・大規模盛土造成地調査」については、これは進捗状況の現状の報告ということなので、また後ほどご意見をいただければいいかなと思います。特に前回コメントしたものが載っていないというようなこととかはございますでしょうか。

(特に意見等なし)

それでは早速ですが、具体的な議事に入っていきたいと思います。2つ目の議題「規制区域（案）について」の説明をお願いします。

事務局 : 事務局より資料2「規制区域（案）について」、資料3「条例（案）及びパブリック・コメントについて」説明

委員長 : 議事の2と3をまとめて説明していただきましたけれども、まずは「2. 規制

区域（案）について」最初に審議したいと思います。これまでの委員会の決定を踏まえて、集落等の設定は 50 戸以上として、白地地域は設けずに、宅造区域と特盛区域、図のオレンジと緑のところで示される区域を設定していただいている状況です。平地のところは宅造区域になって、山手の方と海岸の近く、あるいは島については、住宅等の位置によってオレンジ（宅造区域）と緑（特盛区域）に分けられているというような状況になっております。面積でいうと、宅造区域が大体 7 割で、特盛区域が 3 割程度になっているということでした。こういった形で規制区域が設定されると。私も詳しく見たわけではないですけど、宮崎市も熊本市についても、白地のゾーンはなかったように思っております。集落を何戸以上で設定しているか調べようと思ったんですけど、ちょっと時間がなくて。

事務局 : 福岡県内の自治体で集まり調整連絡会議を行っていますが、県内全体で、50 戸以上を集落として設定することとなっています。また、基本的には白地地域はつくらないという県内統一した考え方で指定をするようになっています。

委員長 : ありがとうございます。周辺の市町村、都道府県とも、整合性がとれた形で設定されているのかなと思います。まずはこの規制区域に関して、何かご質問、コメント等ございませんでしょうか。

（特に意見等なし）

それでは、次の議題の「3. 条例（案）及びパブリック・コメントについて」ですね。条例（案）を決めて、その後パブリック・コメントを求めていくということですが、条例（案）の最初のページを見ていただくと、目的、概要があって、その後、盛土をつくるにあたってどういったことが必要になってくるのかということが書かれていると。事前手続があって、標識を設置して、周辺住民に事前説明をして、その後に次のページの工事について許可がいるのか、中間検査がいるのか、定期報告が必要なのかということが決められている状況になっています。まずは、この条例（案）、資料 3 の 1 ページ目の件について、いかがでしょうか。基本的には、許可の申請は何日までに必要なのか、といったものは前回審議していただいた内容と一致しているのかなと思います。

委員 : 確認でございますけども、資料 3-1 の右側の「③事前説明」についてです。「a 説明時期」で「申請許可の 20 日（大規模な宅地造成等は 40 日）前までに事前説明報告書を提出」となっています。当然、終わって提出するというイメージでいるんです。もし終わらなかったとしても、報告書を出せばいいという感じになっているのでしょうか。それとも、やはり事前説明が終わってから、事前説明報告書を出す、という感じなんですか。

事務局 : 基本的には説明範囲の住民全員に説明が終わった後しか提出できません。全員

に事前説明が終わったかどうかを確認し、受付をすることになります。なので、一部でも事前説明が終わっていない場合は受付ができないことになります。

委員：わかりました。ありがとうございます。

委員長：前回の意見の時に、土砂災害警戒区域との説明範囲の兼ね合いがあったので、ちょっと丁寧に説明させてもらおうと思います。「別冊：資料集」の16を開いていただきたいんですけど、16番に土砂災害防止法という表紙があって、1ページをめくると「近年の土砂災害の発生状況」があって、もう1枚めくると「基礎調査の実施公表」というところがあります。この土砂災害防止法は急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりが発生しそうなところに対してレッドゾーンとイエローゾーンが設定されています。急傾斜地の場合は、レッドゾーンとイエローゾーンが崖の上と下に設定されています。土石流の場合は、溪流に沿ってレッドゾーンとそれより広い範囲でイエローゾーンが設定されています。こういう指定されたところはどういう制限を受けるかということが、イエローゾーンは絵のところに「避難警戒体制の整備」と書いてあるんですけど、ここに家をお持ちの方は、雨が降った時にどういうふうに情報収集して、周りの方にお知らせして、避難所に逃げるのかとか、そういうことをやらないといけないと。レッドゾーンは、そもそも家を建てたらだめだとか、制限を受けたり、山手の方はコンクリートでしっかりつくって壊れないようにしないといけなかったり、あるいはもう移転してくださいとか、そういう制限を受けます。何を私が気にしているのかというと、資料の3-1に戻ってもらって、説明範囲のところ、平地盛土を作る場合、どの範囲の方に盛土ができますよということを説明するのかというのが書かれているんですね。一番下書いてある土石流にだけ私はこだわっているというわけではなくて、一番上の平地盛土も腹付け盛土についても、多分、この急傾斜地のレッドゾーンとかイエローゾーンと重なってくるんじゃないのかなと思ってまして。例えば、一番下の溪流等における盛土というのは、これは何を心配しないといけないかということ、多分、土石流を念頭に置いて説明する範囲を決めていると思うんですね。説明範囲はここに書いてるように、「下流の溪床勾配が2度以上の範囲（谷地形の底部の中心線から25メートルの範囲）」と設定されているんですね。先ほどの土砂災害警戒区域とも決め方が全然違います。多分、この両側の25メートルの範囲が完全にイエローゾーンに入っている場合もあるし、レッドゾーンに入っている場合もあると思うんですね。だから、土砂災害警戒区域のレッドゾーンは、一応はどういう土砂が流れてきて堆積するのかということを基にレッドゾーンと決め、それより広い範囲のところをイエローゾーンと決めていくという背景があるので、ここに書かれている25メートルで本当にいいのか。事務局からの説明で、こういう場合は県砂防課と意見調整をして具体的に決めるということはよくわかったんですけど、何かそれに関する一文があった方がいいのかなというのが、

私の意見なんです。土砂災害警戒区域に該当する場合は、別途担当部署と調整するなり審議をするなり何かがないとスルーしていきそうな感じがして。いかがでしょうか。

事務局 : それは説明範囲というよりも、そういうところで計画する時に、土砂災害の担当部署などと計画について協議をすべきではないかというお話ですか。

委員長 : 許可の時に議論すればいいじゃないかということです。

事務局 : もちろん、レッドゾーンの場合は、事前協議時に、県砂防課ときちんと協議をするように定める予定としています。今回のこの説明範囲はあくまでも盛土等の計画を周知する説明範囲になります。イエローゾーンで計画する際に関係部署との協議というご意見でしたが、説明範囲についての関係部署との協議なのか、計画に関して土砂災害の関係部署との協議なのか、質問の趣旨を確認させてください。

委員長 : 私もごっちゃになっているんですけど、ここの説明範囲というのは、盛土はここにつくると許可が得られた段階で行うということですか。

事務局 : いいえ。手順を書いていますけれど、あくまでも計画する場合に事前にお知らせの標識を設置していただいて、このエリアの方にまずはこういう計画をしていますという周知をしていただくと。そういう周知が終わった後に許可申請を行う流れになるので、許可前にこういう計画があることを周知する範囲を定^めるものになります。

委員長 : わかりました。事前説明はしたけれど、許可されないこともあるということですね。

事務局 : そうですね。技術的基準などの許可基準がありますので、基準に合っていないければ許可されませんし、技術的基準に適合するように見直ししてもらうことになります。レッドゾーンであれば、県砂防課との協議が要りますので、そういうところで、もしかしたら許可が下りないという場合も考えられます。事前説明が終わっているから、必ず許可されるというものではないです。

委員長 : わかりました。ということは、ほかの平地盛土や腹付け盛土もイエローゾーンやレッドゾーンに何か盛土をつくっている際は、どこかで関係部署とその許可等の議論が行われるということですか。

事務局 : 詳細は書いていませんが、「(3) 主な内容」の「ア 事前手続等 ①事前協議」

というところで、許可申請に先立って、市に計画を出していただいて、県も含めて色々な関係部署と計画について事前協議をさせていただこうと考えております。

委員長 : わかりました。ということは、うまく管理されていれば、この説明範囲は、レッドゾーンやイエローゾーンには該当しないものが許可として受けられるというイメージでしょうか。どこかでやはりこういう存在を見ながら、盛土の許可が行われるということでしょうか。

事務局 : イエローゾーンについては、特に制限がないのでなかなか難しいんですけども、レッドゾーンについては、県砂防課で支障がないかどうかという協議をまずしていただいて、許可がするようなものであれば、許可をとっていただくということになります。

委員長 : わかりました。大分すっきりしました。他はいかがでしょうか。この 1 ページ目のところですけど。私は許可と事前説明の順番がよく理解できなかったのを確認しました。それでは 2 ページ目に移っていただいて、「ウ 許可等の対象規模の強化」については、福岡市が運用されている条例等を踏まえて、3,000 平方メートルのところを 1,000 平方メートルに、赤字で書かれている基準で運用するという形になっていると。「エ 定期報告の報告事項の追加」は、赤字で示しているところが報告事項、報告内容の追加になります。盛土工事については、高さ、面積、量に加えて、基礎地盤、盛土の材料、敷均し・締固めに関する項目が追加されていて、切土工事については、基礎地盤に関する項目が追加されているという形になっています。資料の右側に移ってもらって、「オ 長期未完了案件に関する事項」は、前回意見が出ましたので、それを踏まえて、まずは工事完了予定期日を経過しているものについては、進捗状況等の報告を求めることができる、ということになっています。その下の段が、工事完了予定期日から 1 年経過しているけれど終わっていないというものは、放置されている可能性も考えた記載があります。1 年経過している場合を記載していることが前回からの変更になります。それで、今日の委員会です承が得られれば、パブリック・コメントに 1 か月ぐらいかけて、目標としては令和 7 年、来年度の 4 月 1 日か、5 月 1 日から施行するということでしょうか。

事務局 : 法の定める経過措置期間が、法施行後 2 年以内ということなので、5 月の下旬ぐらいの施行を予定しております。

委員長 : わかりました。前回質問しておけばよかったと思ったんですけど、エの欄の報告事項の追加のところに、防災措置として「設置状況」とあるんですけど、これはどういうものでしょうか。

事務局 : 確認次第、回答します。

委員長 : この２枚目について何かご意見はございませんでしょうか。

委 員 : ちょっと細かい話で大変恐縮でございますけど、左側下の「エ 定期報告の報告事項の追加」の表で、盛土工事、切土工事が、「ウ 許可等の対象規模の強化」の表と言葉が一致していないので、合わせるといいのかなと単純に思いました。それとは別に、盛土、切土工事では、報告対象が「量」という言葉になっています。土石の堆積については、「土量」になっています。これはおそらく同じ体積を指しているんだと思いますが、まさかないとは思いますが、「土量」と書いた時に、空隙を抜いて本当の土砂量を報告してくる人がいないとも限らないので、言葉を合わせておいた方がいいのかなというのが一つです。もう一つは、熱海の例を挙げるとよくないかもしれないんですけども、特に山の中で土石の堆積とか工事が多いのかなと思うんですけども、土を持ってきてもらえればいいんですけど、中には瓦とか色々入っている可能性もあって、そうすると多分、水の浸透とかも色々変わってしまうので、盛土工事の欄で、盛土材料というのがありますが、これはおそらく、土とか土であればどういった大きさの土なのか、あるいは土以外が入っているのであれば、そういったものも含めて報告をしてもらおうと思うんですけども、土石の堆積のところにも可能なら材料を書いてもらえると、変なものを入れないという意味でも抑止力にならないかなと思って、可能なら検討いただけるといいかなと思いました。

事務局 : ありがとうございます。土石の堆積の材料については、言われるようなことも考えられますので、入れる方向で検討させていただきます。

委 員 : ありがとうございます。

委員長 : ありがとうございます。水野委員の指摘はすごく重要なと思います。色々な土以外のものが入ってくることが多いらしいので。

事務局 : 先ほどの防災措置に関する質問への回答です。具体的には、工事中、一時的に不安定で危険な状態になったり、隣接地の土が流出したり、色々なケースが考えられますが、そういったことへの対応措置だったり、工事完了後も防災上必要となる措置をとるために設置すべきものがあれば、その状況を報告してくださいというものになります。

委員長 : わかりました。工事を安全に進めるための何かそういう処置ってことですね。

- 事務局 : そうですね。それと、工事後も必要であれば措置をしなくてはいけないものもありますので、工事だけに限定したものではないと思っております。
- 委員長 : わかりました。安全性を担保していることを定期的に報告してもらおうということですね。委員会が終わった後にパブリック・コメントを求めて、来年の 5 月の下旬を目標に条例化になるというスケジュールですが、いかがでしょうか。
- 委 員 : 細かくて非常に恐縮なんですけど、例えば、砂防法などがかかっていると、土を盛ったり取ったりする場合、知事の許可が必要なんですけども、資料 3-1 のところで許可申請を市に出した時には、知事の許可を得たうえで行うのでしょうか。それとも、先に市の許可をもらってから、知事の許可をとるのでしょうか。その辺りはどのような感じで想定されていますか。
- 事務局 : 開発許可では、複数の許可が必要な場合、同時許可という形で同日に許可する調整をしています。なので、盛土の許可と県の許可などが両方要る場合は、開発許可と同じような手法になると思っております。
- 委 員 : それであれば、砂防法がかかっているところは協働で必ずやっていかないといけない感じなんですね。
- 事務局 : そうですね。調整しながら、同時に許可するという形になると思います。
- 委 員 : わかりました。ありがとうございます。
- 委員長 : ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。ないようであれば、最後の議事、4 番目の「大規模盛土造成地調査について」にいきたいと思いますがよろしいでしょうか。
(特に意見等なし)
では、説明を事務局の方からお願いします。
- 事務局 : 事務局より資料 4 「大規模盛土造成地調査について」説明
- 委員長 : 先ほどとは内容が変わって、大規模盛土造成地で二次スクリーニングの結果、少し検討した方がいいという箇所について、具体的にどういった調査を行うのかというのを説明していただきました。私と水野委員と村上委員が部会のメンバーで、その 3 人で具体的に盛土を見て、調査項目や測線などを検討している状況です。参考資料の 1 や 2 は特に説明しなくてもよろしいですか。
- 事務局 : 具体的な調査内容になりますので、ご確認いただければと考えております。

委員長 : わかりました。一応、参考資料 1 にこういったところを注意しながら調査してくださいということが示されていて、参考資料 2 が具体的なボーリングの数、調査数、試験内容などですね。ボーリングをして地層を区分するということもありますし、高密度表面波探査をやって面的にどうなっているのかということも押さえる。安定計算に必要な定数等は室内試験をやって土質定数を決めるという形になっています。また、雨の影響をみるために、1 年間、孔内水位が盛土の中でどう変化しているのかということを押さえて、その結果を踏まえて、横すべり解析をして危険度を評価しようということになっています。この内容に関することではないですが、前半の盛土規制法に関する内容は、次回、パブリック・コメントを受けた後に専門委員会を行って、来年度の 5 月下旬に条例が決まると。この大規模造成盛土調査の調査スケジュールは令和 8 年度までありますが、この委員会がどういうふうになっていくのかなというところをちょっと気にしています。

事務局 : 先ほどの資料 3-2 をご覧ください。右側の「カ 福岡市盛土等審議会」というところで、福岡市盛土等審議会を条例に規定しようと思っているところです。できれば、専門委員会を条例に基づくこの審議会に移行させていただきたいと考えているところです。今後、大規模盛土造成地に加え、既存盛土等の調査も検討事項として出てきますし、法に基づいて違反とか是正、代執行といったこともありますので、そういったことを専門的な知見からご意見をいただきたいというふうに考えていまして、審議会を設ける予定にしております。

委員長 : 条例はつくったけれど、あとはほったらかしというのもちっと気になる場所もあって、大体どれぐらい盛土の許可が行われているのかということも気になったりするので、審議会とかで適宜状況がわかると私としてもうれしいかなと思います。

委員 : 4 の 1 ページの「委員からの主な意見」の中で、液状化判定のことを言わせていただきましたが、これは実際調査項目の中にはまだ入れていないのか、入れるのか、というところなんですけれど、何か書いてあるんですかね。結果的に僕は液状化の判定を入れて、それも精査項目に入れた方がいいんじゃないのかなというふうに思っているんですけど、その点はどのようにお考えでしょうか。

事務局 : ボーリング調査がまだ行われていない状況で、ボーリングの調査結果が出てきたときに、どのように液状化判定の調査で行えばいいのか判断に迷うところがあれば、先生方にご意見をいただきたいと思います。必要であれば調査項目として新たに挙げるという流れになろうかと思っております。

- 委 員 : 調査項目の中で、液状化しそうだということで項目を挙げるという方法もあるし、液状化判定の項目が入れてあれば、その精査をするというルーティンにした方が途中でなくなる。この後、どんどんやっていくときに、液状化判定の項目がなくなることが怖いかなという気がするんですけど。
- 事務局 : 調査委託は契約済みで進んでいるところですので、今後液状化判定が必要だということになってくれば、受注者とも協議し、その項目を追加するという形で対応は可能と思っております。
- 委 員 : わかりました。よろしくお願いします。
- 委員長 : これから調査が進んで、結果の審議は来年度になりますか。
- 事務局 : 来年度の夏頃までに第 3 回技術部会を予定しています。第 3 回技術部会で概ね 5 か所についての大まかな調査結果が出てくると想定しているため、そこで一旦審議いただきたいと思っていますところ。
- 委員長 : 先ほどの資料 3-2 では、今年 11 月に専門委員会が予定されています。専門委員会はこの委員会ですか。
- 事務局 : そうです。資料 4 のスケジュールは、技術部会のスケジュールになります。
- 委員長 : わかりました。次回、専門委員会で、ボーリング結果がわかっていれば、少しでもいいので報告していただけると先ほどの村上委員が言われたような液状化の判定の必要性を、議論できると感じています。
- 事務局 : わかりました。
- 委員長 : いかがでしょうか、その他意見ございますか。
(特に意見等なし)
特段ないようであれば、これで終了にしたいと思います。ちょっと振り返ると、水野委員から、資料 3-2 の土石の堆積のところは、色々な土砂が入ってくる可能性があるので、土砂の種類を報告に入れたらどうかという指摘がありました。それから、村上委員からのご意見は、液状化もそうなんですけど、適宜、地盤の状況、試験結果を見ながら検討項目をフィードバックできるようにしておいた方がいいんじゃないかという提案だったと思います。他は大きな指摘事項はなかったと思います。
- 事務局 : パブリック・コメントの案ですが、今日の意見を踏まえた修正を行います。ま

た、今後、条例案が変更になる可能性がありますので、パブリック・コメント実施前に確定版をお送りしたいと思っております。

委員長 : 3-3 と 3-4 の資料ということですね。

事務局 : そうです。3-3 と 3-4 の資料が若干変わる可能性があります。あと、定期報告の報告事項のところもいただいた意見を検討して、修正する方向で考えております。

委員長 : わかりました。
それでは皆さん、長時間の審議どうもありがとうございました。

以上